

議案第 1 1 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）の一部改正に伴い、複数棟における建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する手数料を改定するため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の30の項に次のように加える。

(3) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をする場合 建築物ごとにそれぞれ(1)の目又は(2)の目に定める額を合計した額
--

同表31の項金額の欄を次のように改める。

(1) 単体の申請建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 30の項の右欄の(1)の目又は(2)の目に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額
(2) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合 当該計画の変更に係る建築物ごとにそれぞれ(1)の目に定める額を合計した額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表第2（第2条）		別表第2（第2条）	
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
1～29 省略		1～29 省略	
30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1)～(2) 省略 (3) <u>申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をする場合</u> <u>建築物ごとにそれぞれ(1)の目又は(2)の目に定める額を合計した額</u>	30 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1)～(2) 省略
31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) <u>単体の申請建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合</u> <u>30の項の右欄の(1)の目又は(2)の目に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額</u> (2) <u>申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請をする場合</u> <u>当該計画の変更に係る建築物ごとにそれぞれ(1)の目に定める額を合計した額</u>	31 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同法第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	30の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額に2分の1を乗じて得た額
32～53 省略		32～53 省略	

備考 省略

備考 省略